

山小屋の役割と施設・設備の研究——中部山岳国立公園の三俣山荘を事例として——

菊池, 佳子

(出版者 / Publisher)

法政大学大学院

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大学院紀要 = Bulletin of graduate studies / 大学院紀要 = Bulletin of graduate studies

(巻 / Volume)

71

(開始ページ / Start Page)

209

(終了ページ / End Page)

220

(発行年 / Year)

2013-10

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00009967>

山小屋の役割と施設・設備の研究 —中部山岳国立公園の三俣山荘を事例として—

政策科学研究科 政策科学専攻

修士課程 2011 年度修了 菊池佳子

1 はじめに

国立公園とは、日本を代表するすぐれた自然の風景地を保護するために開発等の人為を制限するとともに、風景の観賞などの自然と親しむ利用がしやすいように、必要な情報の提供や利用施設を整備しているところで、自然公園法（1957年6月1日法律第161号）に基づいて国（環境省）が指定し、管理をおこなっている。

中部山岳国立公園は、新潟県、富山県、長野県、岐阜県の4県をまたがっており、山小屋経営者Aは、富山県、長野県、岐阜県の県境付近の標高3,000m級の山々からなる山岳地域で三俣山荘、雲ノ平山荘、水晶小屋、湯俣山荘の4ヶ所の山小屋を経営している。山小屋経営者Aが経営する山小屋へは、中部山岳国立公園の登山口のひとつである新穂高温泉口から徒歩で2日間かかる山岳地帯の奥地に位置しており、本研究では、この山小屋経営者Aが経営している山小屋に注目したい。

これまでの研究では、伊藤（2009）と柳原（1990）が三俣山荘、雲ノ平山荘、水晶小屋、湯俣山荘の歴史について明らかにし、伊藤（2009）は、山小屋完成までの歴史と山小屋が行っている仕事内容について述べているものの、山小屋完成までの建設と山小屋が行っている役割について明らかにし、山小屋の施設・設備に関する意見を分析し研究したものはない。そこで、本研究では山小屋経営者Aが経営している山小屋のひとつである三俣山荘を研究の対象とし、具体的には、次の3点について論じる。

第1に、国立公園と中部山岳国立公園とはどのような場所なのか。第2に、山小屋完成までの歴史を明らかにし、山小屋とは何かについて述べる。第3に、山小屋は何を行い、登山者に何を提供しているのだろうか。

以上を基に、山小屋の役割を明らかにし、山小屋の施設・設備に関して分析し、考察することを目的とする。

2 国立公園と中部山岳国立公園とは

2-1. 国立公園と中部山岳国立公園とは

国立公園とは、日本を代表するすぐれた自然の風景地を保護するために開発等の人為を制限するとともに、風景の観賞などの自然と親しむ利用がしやすいように、必要な情報の提供や利用施設を整備しているところである。

国立公園は、自然公園法（1957年6月1日法律第161号）に基づいて国（環境省）が指定し、管理を行っている。自然公園法第1条では、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養および教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的としており、国立公園は、日本の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地（第2条2項）で、環境大臣が関係都道府県および中央環境審議会の意見を聴き、区域を定めて指定するもの（第5条1項）と定めている。

1872年、アメリカ合衆国のイエローストーン国立公園が指定され、世界最初の国立公園として誕生した。加藤（2008）はアメリカ合衆国と日本の国立公園の法・制度に注目しており、その中でアメリカ合衆国の国立公園誕生の経緯について述べているものの、先住民についてはほとんど述べていない。Spence（1999, 55）によれば、アメリカ合衆国のイエローストーン国立公園は、先住民を追放することで創設され、先住民に関する関心の欠如がイエローストーン国立公園の設立する背景の大きな理由であったことを述べている。上岡（2002,

44) は、ヨセミテ国立公園とイエローストーン国立公園について、人の住まない原生自然を保存するという国立公園の設置形態が踏襲され、定着していったことを指摘している。

日本では、1931年に国立公園法（1931年4月1日法律第36号）が制定され、1934年3月に日本で最初の国立公園として雲仙、霧島、瀬戸内海の3公園が指定された。現在、日本の国立公園は、30地域で、総面積は約209万haで、¹これは日本の国土面積の約5.5%を占めている。国立公園の土地所有²は、国有地129万3,000ha（61.8%）、公有地26万1,000ha（12.5%）、私有地53万5,000ha（25.6%）である。国有地の大部分は林野庁所管の国有地、環境省所管地は国立公園全体の0.3%ほどである。

日本は、国土が狭く土地を多目的に管理および利用してきたため、国立公園は土地所有に関わらず公園を指定できる地域制公園制度を採用している。他方、アメリカ合衆国の国立公園は、これまで述べてきたような経緯を経て、土地の権限を公園管理者が所有し、公園専用地として利用する営造物公園制度を採用しており、日本の国立公園とアメリカ合衆国では制度採用までの経緯と制度の内容が異なる。

中部山岳国立公園は、1934年12月4日に誕生した国立公園である。中部山岳国立公園は、新潟県、富山県、長野県、岐阜県の4県をまたがり、面積は17万4,323haである（表1-1）。中部山岳国立公園内の土地所有は、国有地15万5,222ha（89.0%）、公有地5,164ha（3.0%）、私有地13,937ha（8.0%）である。環境省所管地は140.4ha、中部山岳国立公園全体の0.1%未満^{3,4}と少なく、国有地の大部分は、林野庁所轄の国有林野である。

日本の国立公園の利用者数は、1971年は3億360万人、1991年は4億1,596万人となった。しかし、1991年を境に減少し、2009年は3億4,356万人となり減少している（図1-1）。2010年の利用者数は富士箱根伊豆国立公園が1億1,250万人、次に瀬戸内海国立公園が4,061万人、そして中部山岳国立公園は917万人となり30地域の国立公園の中で利用者数は10番目に多い。中部山岳国立公園の利用者数は、1971年は705万人だったが、利用者数は増加し1996年は1,362万人となったものの、その後減少し2009年は929万人の利用者数があった（図1-2）。

表 1-1：中部山岳国立公園の関係市町村一覧

中部山岳国立公園の関係市町村			
都道府県名	面積（陸域のみ）	市町村数	市町村名
新潟県	8,061 h a	1市	糸魚川市
富山県	76,431 h a	3市3町	富山市、魚津市、黒部市、中新川郡上市町、中新川郡立山町、下新川郡朝日町
長野県	65,612 h a	3市2村	大町市、松本市、安曇野市、北安曇野白馬村、北安曇郡小谷村
岐阜県	24,219 h a	2市	高山市、飛騨市
合計	174,323 h a	4県9市3町2村	

出典：環境省ホームページを基に筆者作成。

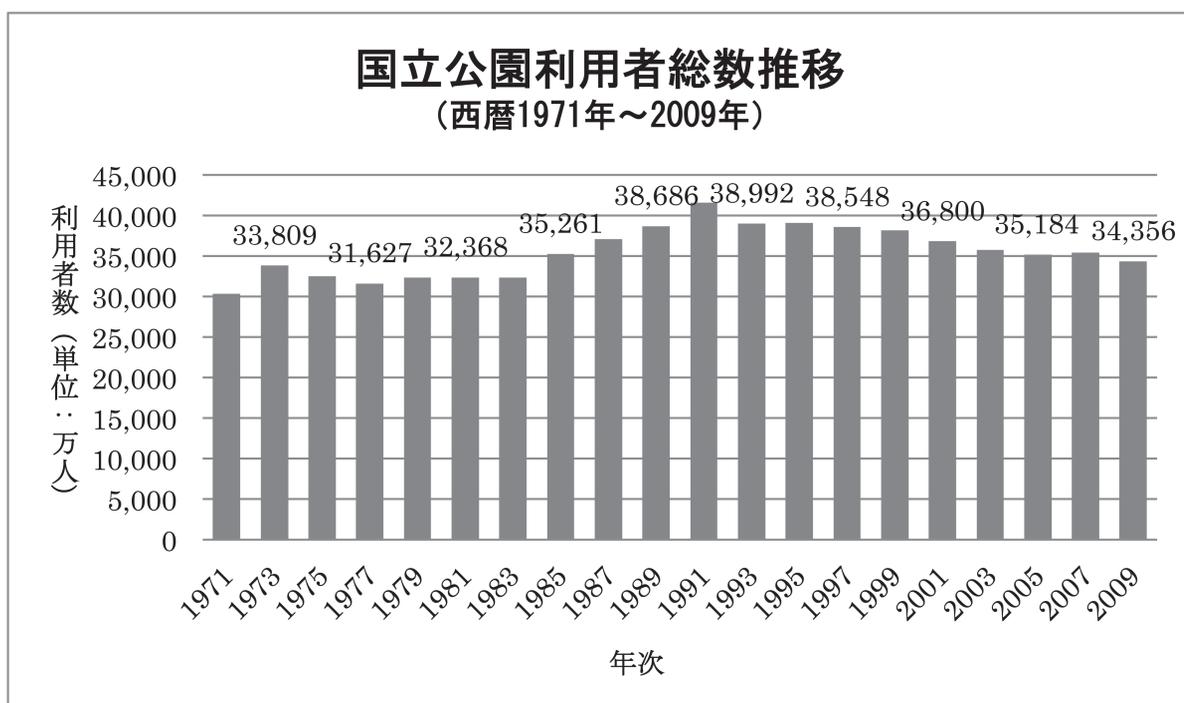
1 2012年3月末日時点。

2 2012年4月1日時点。

3 2011年5月20日、環境省自然環境局国立公園課C氏による文書での回答による。

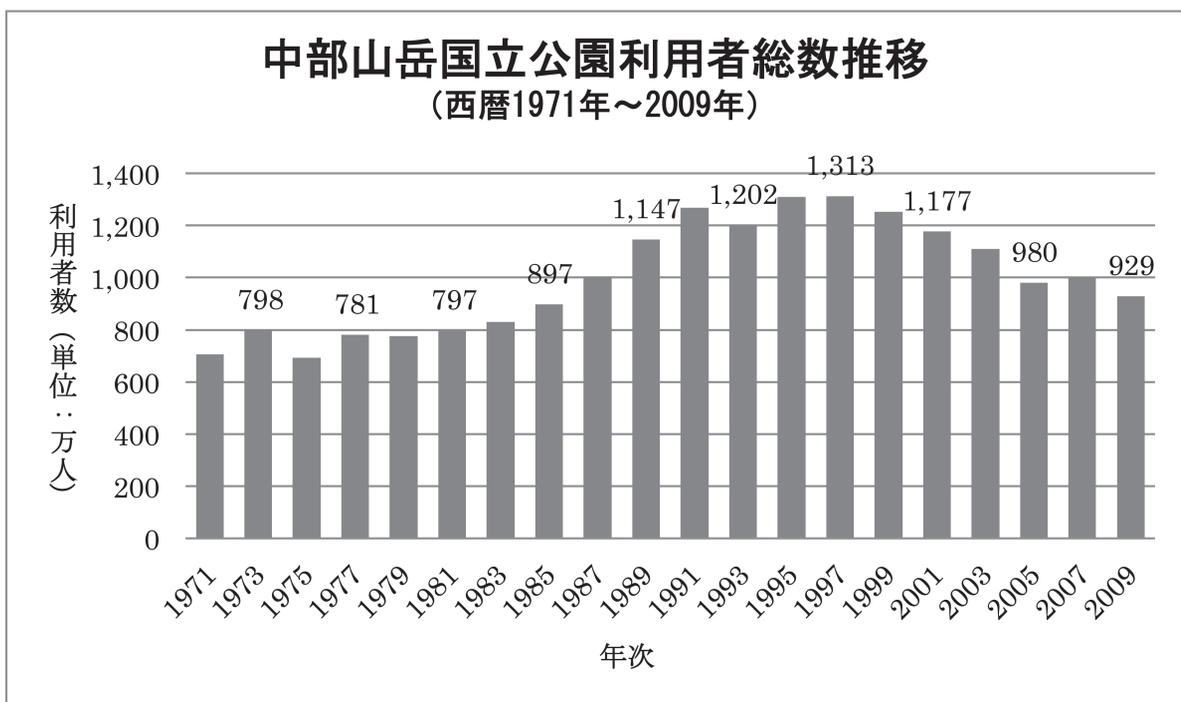
4 2006年1月18日時点。

図 1-1：国立公園利用者数総数推移（単位：万人）



出典：環境省ホームページを基に筆者作成。

図 1-2：中部山岳国立公園利用者総数推移（単位：万人）



出典：環境省ホームページを基に筆者作成。

3 山小屋とは何か

3-1. 山小屋完成までの歴史

1945年秋、山小屋経営者A⁵は、当時の三俣小屋所有者から山小屋の買い受けを申し込まれ、譲り受ける⁶。翌年1946年に、当時の烏帽子小屋所有者の申し出により、水晶小屋を譲り受け、富山営林署長⁷から使用許可を受け、敷地を賃借することとなった⁸。

1947年6月、山小屋経営者Aは本格的な山小屋復旧を期して作業を開始し、まずは全ての活動拠点となる三俣小屋を再建するため、水晶小屋の残材と不足分の材木を集結することにした（柳原，1990：214）。そして、1948年、山小屋経営者Aは、三俣小屋を再建⁹する。

当時、三俣小屋まで行くには、手段は徒歩だった¹⁰。また、上高地から入山する登山道と烏帽子から入山する登山道しかなく、両登山道とも片道2日かかり、もし1往復した場合は4日間、天気が崩れた場合は5、6日間かかった¹¹。1946年から7年間、山小屋経営者Aは谷全域を歩き回り、山小屋を建てるために街から1日で登れる道のルートを決めるために調査に費やす¹²。1953年から着工し、自費でダイナマイトを使って道をつけ1956年に伊藤新道を完成¹³させた。伊藤新道開通に当時の金額で約200万円、吊り橋等の改善に200万円を投下した¹⁴が、現在は伊藤新道からの登山者は少ない。

伊藤新道を開通させた山小屋経営者Aは、水晶小屋の再建、雲ノ平山荘の新設、黒部五郎小舎の建設に取り組んだ（柳原，1990：215-216）。湯俣山荘は1958年春に3ヵ月間の工事で完成¹⁵したものの、三俣山荘、雲ノ平山荘は山の奥地にあるため建築には7年の年月を要す¹⁶。そして、1963年にそれまでの歩荷から、ヘリコプターを使用する方法で荷揚げを開始した¹⁷。

山小屋経営者Aは、三俣山荘¹⁸、雲ノ平山荘、水晶小屋、黒部五郎小舎の5軒の山小屋を経営するようになったが、1992年に黒部五郎小舎を上高地西糸屋山荘のB氏に譲渡¹⁹する。2007年、水晶小屋の改修工事、つづいて2010年夏、雲ノ平山荘の改修工事が終了した。

現在、三俣山荘、雲ノ平山荘、水晶小屋の3軒²⁰は営業中であるが、湯俣山荘は休業中²¹である。

図 1-3：三俣山荘、雲ノ平山荘、水晶小屋周辺地図



出典：環境省ホームページ上の中部山岳国立公園地図の一部を筆者が抜き出したもの。

3-2. 山小屋とは何か

(山小屋とは、)²² 登山者の休憩・宿泊または避難に当てるために、登山路沿いや山頂近くに建てた小屋（新村，1991：2587）と述べているが、それ以外に登山者の休憩・宿泊または避難のために登山口近くに建てた小屋もあり、これらも山小屋といえよう。山小屋という名称以外に、山荘、ヒュッテ、小舎、小屋といった名称がつく宿泊施設がある。

旅館業については旅館業法（1948年7月12日法律第138号）で定められており、この法律は、旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化および多様化に対応したサービスの提供を促進し、もって公衆衛生および国民生活の向上に寄与することを目的としている。

旅館業法第2条では、旅館業を①ホテル営業、②旅館営業、③簡易宿所営業、④下宿営業の4種に分類し、次のとおり内容を定めている。第2条の各項では共通して、……（略）……施設を設け、……（略）……宿泊料を受けて……（略）……人を宿泊させる営業……（略）……と明記しているのが特徴である。旅館業法第2条6項では、宿泊とは寝具を使用して表1-2の4種の施設を利用することをいう。また、旅館業を営業者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

表 1-2：旅館業とは

旅館業	内容
ホテル営業	洋式の構造および設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業および下宿営業以外のものをいう。
旅館営業	和式の構造および設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業および下宿営業以外のものをいう。
簡易宿所営業	宿泊する場所を多数人で共用する構造および設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいう。
下宿営業	施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。

出典：旅館業法第2条を基に筆者作成。

- 5 三俣山荘、雲ノ平山荘、水晶小屋、湯俣山荘の4ヶ所の山小屋経営を行っている経営者を山小屋経営者Aとする。
- 6 「1991年（行ウ）第5号国有地使用不許可処分取消請求事件原告準備書面」1993年4月8日，4頁を参照。
- 7 富山営林署は、1999年3月1日に富山森林管理署に組織変更された。
- 8 「1991年（行ウ）第5号国有地使用不許可処分取消請求事件原告準備書面」1993年4月8日，4頁を参照。
- 9 「1991年（行ウ）第5号国有地使用不許可処分取消請求事件原告準備書面」1993年4月8日，5頁を参照。
- 10 2011年3月25日、山小屋経営者A氏へのヒアリングによる。
- 11 北アルプス 三俣山荘・雲ノ平山荘・水晶小屋・湯俣山荘公式サイトを参照。
- 12 北アルプス 三俣山荘・雲ノ平山荘・水晶小屋・湯俣山荘公式サイトを参照。
- 13 北アルプス 三俣山荘・雲ノ平山荘・水晶小屋・湯俣山荘公式サイトを参照。
- 14 2011年3月25日、山小屋経営者A氏へのヒアリングによる。
- 15 「1991年（行ウ）第5号国有地使用不許可処分取消請求事件原告準備書面」1993年4月8日，6頁を参照。
- 16 「1991年（行ウ）第5号国有地使用不許可処分取消請求事件原告準備書面」1993年4月8日，7頁を参照。
- 17 2011年3月25日、山小屋経営者A氏へのヒアリングによる。
- 18 三俣小屋の名称は、三俣山荘に改めた。
- 19 「1991年（行ウ）第5号国有地使用不許可処分取消請求事件原告準備書面」1993年4月8日，8頁を参照。
- 19 「1991年（行ウ）第5号国有地使用不許可処分取消請求事件原告準備書面」1993年4月8日，8頁を参照。
- 20 2011年の三俣山荘の定員約80名、雲ノ平山荘の定員約70名、水晶小屋の定員約30名。
- 21 2011年3月25日、山小屋経営者A氏へのヒアリングによる。
- 22 () 内筆者の補足による。

山小屋は、表 1-3 の簡易宿所営業に該当し、2009 年 3 月末時点で簡易宿所数は 2 万 3,050 施設ある。山小屋のうち、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業をしている場合は旅館業法の範囲になるが、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業ではない山小屋の場合は、旅館業法の範囲外になる²³。したがって、全ての山小屋が旅館業に該当するわけではない²⁴。旅館業法施行令（1957 年 6 月 21 日政令第 152 号）第 1 条 3 項では、簡易宿所営業の施設の構造設備の基準を次のとおりとしている。

表 1-3：簡易宿所営業の施設の構造設備の基準

簡易宿所営業の施設の構造設備の基準	
1	客室の延床面積は、33平方メートル以上であること。
2	階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1メートル以上であること。
3	適当な換気、採光、照明、防湿および排水の設備を有すること。
4	当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。
5	宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
6	適当な数の便所を有すること。
7	その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

出典：旅館業法施行令第 1 条 3 項を基に筆者作成。

4 山小屋は何を行い、どのような意見を得ているのか

4-1. 山小屋は何をしているのか

三俣山荘、雲ノ平山荘、水晶小屋は、山小屋経営者 A とその家族が経営おり、湯俣山荘は休業中である²⁵。これらの山小屋は、三俣山荘を事務所の中心として山小屋経営が行われ、例年 7 月上旬から 10 月中旬まで営業している。例年 6 月末頃行われる小屋開きに間に合わせるようヘリコプターを使用して食料や物資の荷揚げし、小屋開きを行っている²⁶。1 ヶ月間に約 2 回はヘリコプターを使用し山小屋で必要な食料や物資を荷揚げし²⁷、ヘリコプターは 1 度で三俣山荘、雲ノ平山荘、水晶小屋の 3 ヶ所の山小屋をまわり輸送する²⁸。往復 30 分間ほどの時間を費やし²⁹、ヘリコプター代は飛行時間 1 分間に対し約 1 万円ほどの費用がかかっている^{30 31}。食料や物資は、山の奥地にある三俣山荘、雲ノ平山荘、水晶小屋周辺では手に入れることはできないため、このヘリコプターでの荷揚げが手段となる。

ここで三俣山荘を事例としてとりあげ、山小屋は何をしている場所なのか注目したい。小屋開きの時期は残雪が残っている時期である。小屋開きのために雪で埋もれている水源や登山道を掘り、使用できるようにし³²、登山道が崩れた場合は自発的に整備を行い、登山者にとって安全で歩きやすいよう配慮している。

23 2011 年 6 月 6 日、厚生労働省健康局生活衛生課 D 氏によるメールでの回答による。

24 2011 年 6 月 6 日、厚生労働省健康局生活衛生課 D 氏によるメールでの回答による。

25 北アルプス 三俣山荘・雲ノ平山荘・水晶小屋・湯俣山荘公式サイトを参照。

三俣山荘の定員 70 名、雲ノ平山荘の定員 70 名、水晶小屋の定員 30 名

26 2010 年 11 月 14 日、2010 年三俣山荘従業員 E 氏へのヒアリングによる。

27 2010 年 11 月 14 日、2010 年三俣山荘従業員 E 氏へのヒアリングによる。

28 2011 年 3 月 25 日、山小屋経営者 A 氏へのヒアリングによる。

29 2011 年 3 月 25 日、山小屋経営者 A 氏へのヒアリングによる。

30 2010 年 8 月 23 日、山小屋経営者 A 氏へのヒアリングによる。

31 重量により金額は異なる。

32 2010 年 11 月 14 日、2010 年三俣山荘従業員 E 氏へのヒアリングによる。

宿泊施設としては、宿泊用の寝室、食堂・喫茶室、トイレ、乾燥室を設け、テレビ、衛星電話を設置し、気象情報を登山者に提供している。三俣山荘内には、遭難対策無線の設置、雲ノ平山荘、水晶小屋と連絡をとるための小屋無線を設置して、従業員は情報のやりとりを行っている。遭難対策無線では、登山者の宿泊者数、天候の情報、怪我人や病人の情報を他の山小屋と従業員が連絡を取り合い、電力は自家発電を行い、可燃物は焼却炉で燃やし処理し、不燃物はヘリコプターでおろし、処分している。三俣山荘では、2009年からバイオトイレになったが、その前はヘリコプターで尿尿を運び処理していた。植物保護のためにロープを張り、雲ノ平山荘周辺では木道の整備をしている。

写真 1-1：三俣山荘と登山者



注：三俣山荘
(2010年8月18日筆者撮影)

写真 1-2：売店



注：三俣山荘
(2010年8月29日筆者撮影)

三俣山荘は、山の奥地にある宿泊施設である。そのため、ホテルや旅館といった宿泊施設とは異なり、山で必要な食料や物資はヘリコプターで輸送し、発電やごみの処理は独自で行なわなければならない。また、山小屋を経営することにより、登山道の整備や自然環境保護、情報のやりとりを行い、登山者の安全の確保と自然環境保護を行っている。これらは、登山者や自然環境保護のために山小屋が自発的に行っているものである。

写真 1-3：植物保護のロープ



注：雲ノ平山荘周辺
(2008年8月12日筆者撮影)

写真 1-4：木道



注：雲ノ平山荘周辺
(2008年8月12日筆者撮影)

4-2. 山小屋は登山者に何を提供しているのか

三俣山荘を事例としてとりあげ、山小屋は登山者に何を提供しているのか考察してみよう。

三俣山荘では、宿泊用の寝室³³を設置し、登山者は予約を入れて宿泊することが可能となる³⁴。宿泊用の寝室は大部屋で雑魚寝となり、個室は設けていない³⁵。しかし、実際は予約を入れずに宿泊することは可能である。もし当日キャンセルやキャンセルの連絡を山小屋に入れなくても登山者はキャンセル料金をとられることはない。山の天候は変化しやすく、携帯電話の電波が入らない場所があること、山小屋と山小屋の間の距離は長く、予約やキャンセルの連絡を入れることができない場合があるためである。

宿泊者数が多く混雑した場合は、大部屋ではなく廊下で就寝することがあり、混雑時の水晶小屋では、登山者は1人分の布団に対して2、3人で就寝すること場合もある。三俣山荘では、天候が悪化した際は床にシートを敷き、気温が低い場合は暖房をつけ、登山者は濡れた雨具を着用したまま山小屋内に入ることが可能となる。山小屋内には乾燥室があり、登山者は着用していた衣類を乾かすことができる。

この三俣山荘、雲ノ平山荘、水晶小屋周辺は水場が少ない。三俣山荘では、水は無料、お湯500ml、お茶500mlを表1-4の金額で販売している³⁶ため、登山者にとっては山小屋で水を補給することが可能となる。また、トイレを設置しており、宿泊者以外の登山者も使用可能である。トイレ代は設けていないが、募金箱を置き登山者に利用料金を負担してもらっている。これは募金箱であるため、利用料金支払いは登山者の判断に任されており回収率は万全とはいえないだろう。売店では食料、お菓子、飲料水や記念品を販売し、喫茶では登山者は食事や喫茶を食べることができ、登山者にとってお菓子や食料は行動食となる。

写真 1-5：宿泊者用寝室



注：三俣山荘
(2010年8月29日筆者撮影)

写真 1-6：三俣山荘の洗面



注：三俣山荘
(2011年8月18日筆者撮影)

表 1-4：2011年三俣山荘料金表（単位：円）

三俣山荘料金表	
内容	料金
1泊夕食・朝食2食付	9,000
1泊朝食1食付	6,900
1泊夕食1食付	7,500
素泊	5,500
幕営	500
朝食（定食）	1,400
昼弁当	1,000
夕食（定食）	2,100
水	0
お湯500ml	50
お茶500ml	100

出典：2011年8月19日、山小屋経営者A夫人からのヒアリングを基に筆者作成。

4-3. 登山者の治療、救護措置

三俣山荘では、岡山大学医学部と香川大学医学部³⁷の医師、看護師、学生の協力によるボランティア活動として、三俣診療班が1964年から毎年7月20日頃から8月20日頃³⁸まで登山者への救護措置を行っており、1985年は114名、1986年は100名、1987年は116名、1988年は79名、1989年は104名³⁹、2007年は152名、2008年は87名、2009年は64名、2010年は66名、2011年は83名であった^{40 41}。

登山者の治療、救護措置のための施設の建設や補修に係るものは全て山小屋経営者Aが負担⁴²し、岡山大学医学部と香川大学医学部の三俣診療班参加者は、自費で三俣山荘へ来て⁴³活動を行っている。現在、登山者への診料と薬代は無料である⁴⁴。2011年は、三俣診療班参加者は7班に分かれ⁴⁵、医師20名、看護師5名、学生26名が交代で参加⁴⁶し、数日間に渡り宿泊し活動していた。その三俣診療班参加者のうち4名分の宿泊費、食費は全額山小屋経営者Aが負担し、残りの参加者分については半額負担とし、山小屋経営者Aが残りの半額分を負担⁴⁷している。

また、山小屋経営者Aは、これまで山で遭難した遭難者の救助を行っている。1965年頃までは疲労凍死者が多く、毎年年間約30人ほどの遭難者の救助を行っていた⁴⁸。その後、疲労凍死者が少なくなったが、現在も怪我人や病人、遭難者が出た際は、三俣山荘従業員は救助のために富山県警のヘリコプターをよび、怪我人をヘリコプターまで運び⁴⁹、また怪我人や高山病者の捜査や遭難者の捜索を行うこともある⁵⁰。このように三俣山荘では、登山者の怪我や体調の悪化のために自発的な活動を行っているのである。

「朝日新聞社名古屋版2001年6月4日朝刊、12版」で、ある山小屋を訪れた際に1枚のふとんに4、5人が一緒に寝ることになったことについて、青山は次のとおり述べている。

これは登山シーズンには毎年起こることだ。しかし、こんな状態でも宿泊代金は規程通り。一般のホテルや旅館なら、規程料金を請求したら、支払いを拒否されるか、逆に苦痛を強いられると損害賠償を請求されかねない。

山小屋という特殊な環境のため、定員をオーバーしても客（登山者）⁵¹を受け入れることは理解できるし、客（登山者）⁵²同士が多少の辛抱を強いられることも認めよう。だが、客（登山者）⁵³の犠牲のもとに山小屋側だけが利益を受ける現状が許されているのだろうか。（青山, 2001）

これまで述べてきたように、山小屋経営者Aが経営する山小屋は、山で必要な食料や物資はヘリコプター

33 宿泊施設以外に幕営場所を設置し、登山者は自分でテントやツェルトを利用することができる。三俣山荘と雲ノ平山荘は、幕営料1人500円。水晶小屋は、幕営場所を設置していない。

34 三俣山荘が雲ノ平山荘、水晶小屋の3ヶ所の予約を受け、雲ノ平山荘、水晶小屋に小屋無線で予約の連絡を行っている。

35 三俣山荘、雲ノ平山荘、水晶小屋は個室を設けていない。中部山岳国立公園内の一部の山小屋では、個室を設けている山小屋がある。

36 三俣山荘は、水は無料であるが、雲ノ平山荘と水晶小屋は有料である。

37 三俣診療班ホームページを参照。香川大学医学部（旧香川医科大学）は、2000年より参加。

38 北アルプス 三俣山荘・雲ノ平山荘・水晶小屋・湯俣山荘公式サイトを参照。

39 1985年から1989年の受診者数は、「陳述書（山小屋経営者A）」1992年7月17日、55頁-56頁を参照。

40 2011年5月21日、2007年から2010年の受診者数は、三俣診療班G氏、H氏からのメールでの回答による。

41 2011年8月27日、2011年の受診者数は、三俣診療班G氏、H氏からのメールでの回答による。

42 2011年3月25日、山小屋経営者A氏へのヒアリングによる。

43 2011年3月25日、山小屋経営者A氏へのヒアリングによる。

44 2011年5月21日、三俣診療班G氏、H氏からのメールでの回答による。

45 三俣診療班ホームページを参照。

46 2011年8月27日、三俣診療班G氏、H氏からのメールでの回答による。

47 2011年3月25日、山小屋経営者A氏へのヒアリングによる。

48 2011年3月25日、山小屋経営者A氏へのヒアリングによる。

49 2011年3月25日、山小屋経営者A氏へのヒアリングによる。

50 2011年3月25日、山小屋経営者A氏へのヒアリングによる。

51 () 内筆者の補足による。

52 () 内筆者の補足による。

53 () 内筆者の補足による。

で輸送し、発電やごみの処理は独自で行なわなければならない山の奥地にある宿泊施設である。山小屋は、登山者にとって山で行動するための水や食事の補給場所、宿泊やトイレ施設、気象の悪条件や緊急事態の際の避難場所の役割を担っていると見えるだろう。青山は、客（登山者）⁵⁴の犠牲のもとで山小屋側だけが利益を受けることを批判しているが、山小屋をホテルや旅館といった宿泊施設として捉えているにすぎない。

4-4. 山小屋の施設・設備に関する分析

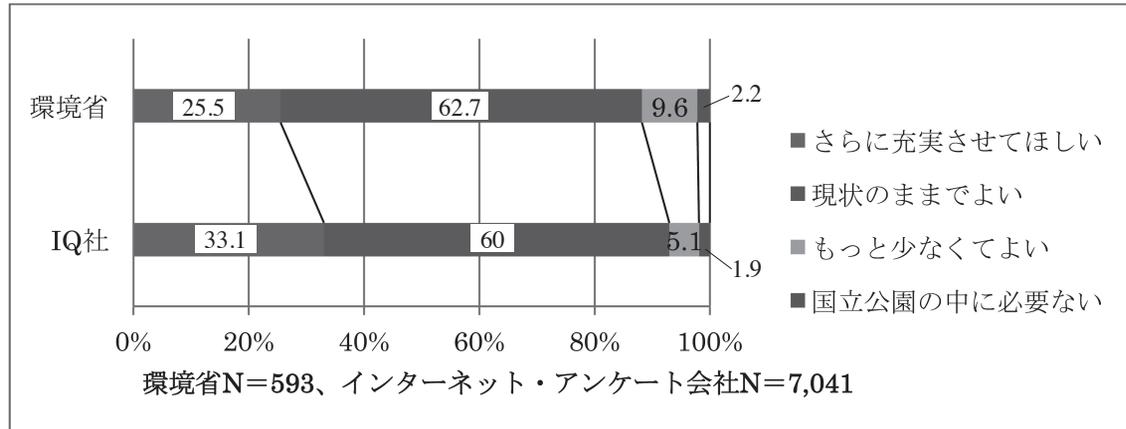
国立公園に関するアンケートの実施⁵⁵では、山小屋の施設・設備に関する意見について4者選択の調査を行っている（図1-4）。ただし、この調査は、インターネット法による調査のため、標本に偏りがあることを付言しておく。

環境省ホームページ上での回答者数593件中、80.1%が男性、19.9%が女性であった。このうち、19歳以下は0.3%、20～29歳は30.0%、30～39歳は35.4%、40～49歳は20.7%、50～59歳は9.6%、60～69歳は3.2%、70歳以上は0.7%である。一方、インターネット・アンケート会社が擁する会員1万名に対して回答者数7,041件中、53.4%が男性、46.6%が女性である。このうち、19歳以下は2.7%、20～29歳は33%、30～39歳は42.2%、40～49歳は16.8%、50～59歳は4.1%、60～69歳が1.2%、70歳以上は0.1%であった。

山小屋の施設・設備について環境省ホームページ上での回答では、さらに充実させてほしい25.5%、現状のままでよい62.7%、もっと少なくてよい9.6%、国立公園の中に必要ない2.2%という回答が出ている。一方、インターネット・アンケート会社が擁する会員の回答では、さらに充実させてほしい33.1%、現状のままでよい60%、もっと少なくてよい5.1%、国立公園の中に必要ない1.9%という回答が出ている。

アンケートの回答者は、環境省ホームページ上での回答者およびインターネット・アンケート会社が擁する会員の回答者ともに、20～49歳が主たる回答者となっている。全回答者のうち大半は、山小屋の施設・設備に関して肯定的な意見を占めていることがわかる。

図1-4：山小屋の施設・設備に関する回答（単位：%）



出典：環境省ホームページを基に筆者作成。

注：図のIQ社は、インターネット・アンケート会社のことである。

5 結論

国立公園とは、日本を代表するすぐれた自然の風景地を保護するために人為を制限するとともに、風景の

54 () 内筆者の補足による。

55 2001年2月23日～3月8日に環境省ホームページ上においてアンケート実施を告知し、回答を呼びかけ実施したアンケート調査結果およびインターネット・アンケート会社が擁する会員から無作為に抽出した1万名に対し、アンケート調査への回答を依頼し実施したもの。環境省ホームページ上での回答者数は593件、インターネット・アンケート会社の回答者数は7,401件（回収率：74.0%）。

観賞などの自然と親しむ利用がしやすいように、必要な情報の提供や利用施設を整備しているところである。日本では1931年に国立公園法が制定され、日本で最初の国立公園が誕生し、自然公園法に基づいて国（環境省）が指定し管理を行っている。中部山岳国立公園は1934年12月4日に誕生した国立公園で、新潟県、富山県、長野県、岐阜県の4県をまたがっており、大部分は林野庁所管の国有林野である。

アメリカ合衆国のイエローストン国立公園は先住民を追放することで人の住まない国立公園が誕生し、営造物公園制度とよばれる土地の権限を公園管理者が所有し、公園専用地として利用する制度を採用している。日本は、国土が狭く土地を多目的に管理および利用してきたため、国立公園は土地所有に関わらず公園を指定できる地域制公園制度を採用しており、日本の国立公園とアメリカ合衆国の国立公園とは制度採用までの経緯と制度の内容が異なる。

山小屋とは、登山者の休憩・宿泊または避難に当てるために、登山路沿いや山頂近く、登山口近くに建てた小屋を山小屋という。山小屋は旅館業のうち、宿泊する場所を多数人で共用する構造および設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で下宿営業以外のものをいう簡易宿所営業に該当し、旅館業については旅館業法で定められている。この旅館業法とは、旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化および多様化に対応したサービスの提供を促進し、もつて公衆衛生および国民生活の向上に寄与することを目的としている。

山小屋経営者Aは、自ら自費で山小屋の建設をし、山小屋までの道を開拓して伊藤新道を完成させた。三俣山荘では、山の奥地にある宿泊施設であるため、山で必要な食料や物資はヘリコプターで輸送し、発電やごみの処理は独自で行わなければならない。登山者にとって山で行動するための水や食事の補給場所、宿泊やトイレ施設、気候の悪化や緊急事態の避難場所の役割を担っていると言える。また、登山道の整備や情報のやりとりを行い、登山者の安全の確保と自然環境保護を行っている。

環境省ホームページ上での回答者およびインターネット・アンケート会社が擁する会員からの国立公園に関するアンケートの回答によれば、山小屋の施設・設備について、大半は肯定的な意見を占めており、山小屋の役割が認められていると言えるだろう。

邦文参考文献

- ・青山正仁，2001，「料金おかしい、山小屋の宿泊 山は呼ぶが（声）」朝日新聞，2001.6.4朝刊，名古屋，12版。
- ・伊藤正一，2009，『黒部の山賊—北アルプスの怪』実業之日本社。
- ・上岡克己，2002，『アメリカの国立公園—自然保護運動と公園政策』築地書館。
- ・加藤峰夫，2008，『国立公園の法と制度』古今書院。
- ・新村出編，1991，『広辞苑 第4版』岩波書店。
- ・柳原修一，1990，『北アルプス山小屋物語』東京新聞出版局。

英文参考文献

- ・Spence, David, Mark, 1999, *Dispossessing the Wilderness: Indian Removal and the Making of the National Parks*, New York: Oxford University Press.

訴訟記録

- ・「陳述書（山小屋経営者A）」1992年7月17日。
- ・「1991年（行ウ）第5号国有地使用不許可処分取消請求事件原告準備書面」1993年4月8日。

参考ホームページ

- ・環境省（最終アクセス：2013年5月11日）
(<http://www.env.go.jp/>)
- ・北アルプス 三俣山荘・雲ノ平山荘・水晶小屋・湯俣山荘公式サイト

(最終アクセス：2013年4月16日)

(<http://kumonodaira.net/saiban.html>)

・三俣診療班ホームページ (最終アクセス：2011年4月9日)

(http://www.geocities.jp/team_mitsumata/index.html)

付記

本稿は、筆者の修士論文『国立公園の管理と山小屋の役割 - 中部山岳国立公園における山小屋の国有地使用料をめぐる訴訟を事例として -』の一部を加筆訂正したものである。

論文執筆にあたり、ご助言とご協力をいただいた方々に感謝申し上げます。